

## 平成25年度 第2回 男女共同参画懇話会 議事録(要旨)

日時:平成25年8月7日 13:30~15:30

場所:佐久情報センター

1 開会

2 議長あいさつ

3 会議事項

(1) 佐久市男女共同参画推進条例(案)について

○前文～第6条について、事務局による第1回懇話会の意見を参考に訂正された(案)について

委員:「女性への暴力」だけではなくて、子どもへの暴力もあるので、女性だけの暴力という表現でない方がいいと思います。最近では女性からの暴力もあると聞ききす。

事務局:男女共同参画ということから構成を考えた場合「女性などへの…」と入れたらいいのか、いろいろ意見があり、今回皆さんに女性という表記について具体的に検討していただきたい。

委員:「丸岡秀子」さんを前文に取り上げたことは、佐久市らしさが出て良いと思います。長くて分かり難さがあるので整理が必要だと思います。

議長:今の意見は文章的に見直しが必要ということで、内容はいいということですね。

委員:はい。

議長:条文に固有名詞を出すのはいいのかと思いますが、「先人たち」とできればいいが、それだとまた、ぼやけてしまう。

事務局:佐久らしいということで「丸岡秀子」を入れました。

議長:意見があれば出していただいて、今後の作成に役立てていくということでご理解していただきたい。

部長:では、前文の基本的なストーリー、流れはこれで良いという風に理解してよろしいでしょうか。

委員:将来未来にわたって、固有名詞があることで条例の基本となる所がぶれると思います。

委員:固有名詞が入るのはいいのかなとも思うが、「農村女性の…」とあると「丸岡秀子」さんの名前があってもいいかなと思います。

委員:名前を一つ入れることによって、関係している方々、あの人もこの人もと考えた時に、名前を入れるのはどうかと思う。

委員:「丸岡秀子らが」にして、他の先人たちも加わる。ただ、ぼやけるかもしれない。先人なので名前が載ってもいいのでは。

議長:このことについては、今日読んだ印象なので、それぞれお持ち帰りして検討してきてもらいたい。

部長：事務局側でも、いくつか整理したいと思います。

議長：（定義）の「積極的格差是正措置」という言葉は、現在いろんなところに使われていますが、「男女共同参画プラン」などにはもちろん表明されていくわけですね。条文では、敢えてアファーマティブ・アクション？的な表現はトーンを下げて、プランとかその他ではこういった表現もあるということであればこれでいいと思います。

第3条(4)の中の「制度及び慣行を改善する」を「制度及び慣行を見直す」になると、必ずしも全て変えるという意味ではなくなるので、これでいいと思います。

これについても、家に持ち帰って読んでいただいて、今後出していただき、問題があったら訂正していきたいと思います。

○前回の続きで、条文第7条から

事務局：第9条(地域における男女共同参画の推進)、第10条(教育の場における男女共同参画の推進)については、第14条(市の施策)にも推進として載っていること、載せることによって「責任」を負うような意味もあるので、ここに載せなくてもいいのではないかと意見が出ましたので、ご検討下さい。

議長：条文として第1章の総則に載せることと、第2条基本的施策に載せるのとでは、レベルの違いがあるように思いますが、2カ所にダブるのは、市としていけないのですか。

委員：「地域における…」とすると畏怖に感じ、表現がちょっときついかと思いました。ここで「…しなければならない」というのは強すぎるように思います。

事務局：施策は市が主体で、市が積極的に取り組んでいかなければならない中で、9条10条となると、市民に強制的な意味合いが出る。今の現状を考えると、ここまで書くのは厳しいのかなと。主体的に進めるのは市だということです。

委員：第7条では「何人も…」となっていて、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは既にすごく認知されているので、そこで「何人も…」とするのはいいと思いますが、地域は、わかっているもなかなか変えられないのが現状で、例えば少しずつ地区の女性役員を増やしていくとか、まず行政の方から変えていかないと変わらないと思う。区でも世代交代してきて、女性がお茶くみするのが当然だったのが、誰でも率先してするようになってきてはいますが、まだ、地域に無理強いするのは無理だと思うので、市が主体で色々なことを改善して行って、地域はそこに乗っていくのがいいと思います。

議長：でも条例は、市が何をしろということと同時に市民が必要なことはしなければいけないということも絡んでいかなければならない。地域はどちらかというと慣行で遅れていると思う。だから地域に対してもある程度努力しなさいということはあると思います。

委員：これは残してほしいところです。国・県の条例が出来てからもう10年も経ちまし

た。市の条例が出来て、これから何年続いていくかわからないけれど、始めに揚げたおいた方がいい。地域が一番に遅れているし解っていない方が多い。

委員：私も同じで、地域の人に本当に解ってほしいというのがあります。農業委員は男性社会で、今まで男性だけでやってきた。そこへ女性が入ってきた。農業委員は地区推薦と議会推薦がありまして、女性は議会推薦の枠から出ささせていただいています。(男女共同参画について)地域では皆さんと思いが全然違って、農業委員でさえもどうして女性が出ていくかということ事態を知っていない、ということがありましたので、地域についてもここに入れていただいて取り組んでいただきたい。

議長：国も県も国がやること地方公共団体がやること国民・県民がやること、それぞれ責務を出しています。(国民の責務)の中で、「…形成に寄与するように努めなければならない」とあり、「寄与する」は「推進する」よりは弱いですね。「寄与する」として第9・10条の(地域…)(教育の場…)は残しておいた方がいいか、みなさんどうでしょう。

事務局：地域…を残すことは十分わかりました。

議長：地域においてはまだそういう状況だと、農業委員の女性の皆さんがそうとう苦しんでいる現状…

委員：県の女性農業委員会にも出ていますが、他の所でも結構いろんなことがあると聞いています。佐久市は農委員47名中4名が議会推薦で女性委員枠で、以前は4名の女性がいましたが、その枠でさえ今は3人しかいないです。

事務局：9・10条の所を「推進…」の所を「…寄与するよう…」と変えた表現で、地域と教育を残して、( )書きの説明も「…の推進」をとる形にします。

議長：それでは今言ったように表現を変えたいということをお願いします。

委員：第8条の「…広報、広告等…」は「広報」一つだけでいいと思います。「広報」の手段に広告などが入ってくるので、ここは「広報等」と変えた方がいいと思います。

議長：県の条例では第13条で「公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して…」とかなり限定した表現になっていますが、佐久市の方はかなり広い言い方になっていますが、これはあまりこだわらなくていいですね。

委員：第12条で「…男女共同参画の推進に関する施策の実施状況…」で、ここは「基本計画の実施状況」なので「施策」ではなくて「計画」だと思います。

第14条の(市の施策)の表現が解り辛いです。市の基本計画に則って市は何をするか、項目自体がこの項目でいいのかということと、あくまでも(市の施策)ということは市が全部やることを指していて、それを絞り込む表現としてはあいまいだと思います。

委員：今、言われたことと全く同じことを私も感じていまして、(市の施策)という表現は非常に曖昧であるので、表現を変えていただきたいということと、第3条のように、小見出しを出していただきたいと思います。

大変大事だと思います第13条の(推進体制の整備)で長野市や上田市のものを  
見ても、佐久市の推進体制の整備はだいぶ違って、例えば財政的な措置は必  
要ないのかとか、拠点となる施設、男女共同参画の問題が出た時に相談する場所  
だとか、新たに建物を建てる必要はないけれども、野沢会館やあいとぴあなどの施  
設を借りて作る必要はないのかとか、など感じました。もう少し推進体制の整備を  
充実した方がいいと思います。

委員:今、第14条に項目をつけていただくということで、長野県の条例を見ても説明  
書きで書いてあって、具体的な項目で非常にわかりやすいので、この様にしてもら  
いたい。

議長:1つは施策の内容についての表現をもうちょっと工夫してほしい、前回のよう  
に1つずつ表題をつけたやり方が解りやすい。

もう1つ出た意見は私も思っていたんですが、長野でも上田でも推進体制のこ  
とについて細かいことを書いてあります。もうちょっと推進体制については考えてい  
ただきたい。

事務局:条例に事細かく書くと市がそれに縛られる形になりますが、議長さんほかの  
意見もありますので、もうちょっときちんとした形で書きたいと思います。

議長:次回の会にできる範囲で載せてください。

議長:第11条、12条、13条、14条は、あくまでも市が施策として何を取り上げ、どう  
計画し、どう推進していくかということです。

事業者に対し、報告を求めることができるというのは、民間の事業者にも報告を  
求めることができるかと理解してよろしいですか。

委員:第11条第3項で、「…事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずる…」  
これは事務局が、計画に基づいて推進してくださいという広報をすることに基  
づいて、進捗内容はどうですかというようなことを求めることができるという風に理解しま  
した。

議長:もう一度繰り返しますが、施策の第1号は理解を深めるために広報活動を行う、  
第2号に活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずると、そういう広  
報や必要な措置を講じた暁には、事業者の報告を求めることができる、という流れ  
ですよね。この場合、報告を求めることはできても求められた方はどこまでできるか  
考えないと。条例の中で「何々することができる…」とあるのは、しなくてもしょうがな  
いよな、という意味合いがある。

事務局:調査やアンケートといった程度のもので。

議長:どういうことをやったら表彰になるのかといった具体的なことは、これからの議  
論ですよ。それが計画に盛り込まれてくると考えていいんです。それにつ  
いては、いいアイデアがありましたら、委員のみなさんにも出していただければと思  
います。

議長：苦情の申し立て等については、県は条文を細かく作って書いてありますけれども、内容が解れば佐久市の条文でいいと思います。

委員：具体的な事が解らないですよね。条例はこれでいいですが、条例の他に何か具体的に相談の手続きや方法を規則的なもので示していただいた方がいいと思います。

事務局：今ここで条例が出来たからすぐというのではなくて、プランなどの中で、具体的に登用する方法で考えています。

議長：今のことは、苦情の申し出と被害者の相談と両方について説明を細かいところまでお願いします。

県の条例では、県の職場の環境整備等で、いわゆる県職の中での環境整備をうたっているが佐久市はなくていいのですか。

事務局：条例で市の職員を入れないというのは、当然、十分承知の中で、理解しているということです。

議長：特に条文にはなくても、市の職員は率先して取り組んでいくと理解しますのでよろしくをお願いします。

審議会について18条から26条まで細かいことを記載してありますが、概ね普通の会議を進めていくときに決めてある内容と同じと理解しています。違う点は、第20条で(組織)委員15人で男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であるという規定があることぐらいです。事務局が人権同和課。26条の委任について条例に定めるもののほか、条例の施行は市長、事務局で行うということでいいですね。

委員：委任という言葉ですけど、

議長：国では(政令への委任)、県では(補則)になっていますので、市で普通に使っている言葉でやっていただければいいと思います。

説明で、「男女共同参画審議会は、条例の制定と共に男女共同参画審議会へ移行する」ということは、この会が当面そのまま審議会になるということですか。

事務局：そのように考えています。

委員：審議会というと非常に重たい会議に感じる。もっと推進委員会というようにはできないか。それと、19条(所掌事務)は審議会が何をするのが解りにくい。上田市の(任務)第23条に非常に解りやすく書いてあるので、これを引用していただいた方がいいと思います。

事務局：解りやすい名称で対応したいと思います。条文については、決まりきった文章ではなく、この組織は何をしますというふうに、皆さんがより解りやすい形にしたいと思います。

議長：これで、素々案については一通り議論しました。

全般を通しての意見がないようですので、これで議事を終わりにします。